

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 鯨田 雅信 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒802-0979 日本国福岡県北九州市小倉南区徳力新町2丁目1-11 鯨田ビル1F		発送日 (日.月.年) 28.08.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 PT127		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/021426	国際出願日 (日.月.年) 04.06.2018	優先日 (日.月.年) 06.06.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G06Q10/06(2012.01)i, G06Q10/10(2012.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社福永事務所			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 15.08.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 山崎 誠也 電話番号 03-3581-1101 内線 3562	5L	3978

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-7	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	1-7	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-7	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 7-93403 A (日本システムシェアズ株式会社) 1995.04.07, 段落 [0131]-[0138] (ファミリーなし)
- 文献2 : JP 6-124294 A (エトナ株式会社) 1994.05.06, 段落 [0008], [0009], [0032] (ファミリーなし)
- 文献3 : JP 2005-128703 A (有限会社 上野ビジネスコンサルタンツ) 2005.05.19, 請求項 1-8, 段落 [0030] (ファミリーなし)
- 文献4 : JP 2005-285021 A (株式会社大和総研) 2005.10.13, 請求項 1-3, 段落 [0083] (ファミリーなし)
- 文献5 : JP 2001-331619 A (株式会社 イニシア・コンサルティング) 2001.11.30, 請求項 1-5, 段落 [0047], [0050], [0068], [0077] (ファミリーなし)
- 文献6 : JP 2004-70433 A (荒木 長照) 2004.03.04, 段落 [0068], [0125], [0131] (ファミリーなし)
- 文献7 : JP 2007-122190 A (新日鉄ソリューションズ株式会社) 2007.05.17, 段落 [0046]-[0049] (ファミリーなし)
- 文献8 : US 2016/0275431 A1 (ADP, LLC) 2016.09.22, paragraphs [0119]-[0134] (ファミリーなし)

請求項1、3-7に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性及び進歩性を有する。

国際調査報告で引用された文献には「評価の観点又は趣意が互いに異なる複数の各評価グループに含まれる複数の各評価項目を、前記各評価項目が所属している各評価グループ又は各評価グループ毎の固有の観点又は趣意に基づく同一レベルの関係性、すなわち互いに同一の評価グループに属する各評価項目は互いに同一又は近似のレベルの評価が為されるべきという関係性、及び、前記各評価グループ固有の観点又は趣意が互いにより上位のランクに位置しているか又はより下位のランクに位置しているかという序列付けに基づく異種レベルの関係性、すなわち互いに異なる評価グループに属する各評価項目はそれぞれが属する各評価グループ相互間の序列に対応するように互いに異なるレベルの評価が為されるべきという関係性の少なくともいずれか一方と対応付け又は関連付けて記録しておく評価項目等記録部と、」

補充欄に続く

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

「前記自己評価結果記録部に入力又は記録された或る評価者による自己評価結果中の、互いに同一又は近似のランクの評価グループに属する各評価項目の評価記号について、それらが互いに同一又は近似のレベルとなっているか否かを判定する同一ランク判定、及び、前記自己評価結果記録部に入力又は記録された或る評価者による自己評価結果中の、互いに異なる評価グループに属する各評価項目の評価記号について、それらが、互いに異なるレベルとなっているか否か及び前記各評価グループ相互の序列付けと適合しているか否か、すなわちより上位（又は、より下位）のランクの評価グループに属する評価項目の評価記号がより下位（又は、より上位）のランクの評価グループに属する評価項目と比較してより上位（又は、より下位）のものに対応する評価記号となっているか否かを判定する異種ランク判定の少なくともいずれか一方を行うランク判定部」が記載されておらず、一方、本願発明はそれにより、「評価対象者が評価結果及びそれに基づく処遇に不平不満を抱いたり自己を評価した上司等の第三者に対して不信感や疑心暗鬼を抱くなどの不都合を防止することができると共に、自己評価を行う評価者が自分自身に対して実際よりも高い評価（自己に甘い評価）をしたり無責任な評価をすることを防止することができる、自己が自己を評価する自己評価として行われた人物評価もしくは人事評価について、その内容の妥当性もしくは信用度を判定するシステムを実現することが可能になる」という有利な効果を発揮する。

請求項 2 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性及び進歩性を有する。

国際調査報告で引用された文献には「評価の観点又は趣意が互いに異なる複数の各評価グループに含まれる複数の各評価項目を、前記各評価項目が所属している各評価グループ又は各評価グループ毎の固有の観点又は趣意に基づく同一レベルの関係性、すなわち互いに同一の評価グループに属する各評価項目は互いに同一又は近似のレベルの評価が為されるべきという関係性、及び、前記各評価グループ固有の観点又は趣意が互いにより上位のランクに位置しているか又はより下位のランクに位置しているかという序列付けに基づく異種レベルの関係性、すなわち互いに異なる評価グループに属する各評価項目はそれぞれが属する各評価グループ相互間の序列に対応するように互いに異なるレベルの評価が為されるべきという関係性の少なくともいずれか一方と対応付け又は関連付けて記録しておく評価項目等記録部と、」「前記自己評価結果記録部に入力又は記録された或る評価者による自己評価結果中の、互いに同一又は近似のランクの評価グループに属する各評価項目の評価記号について、それらが互いに同一又は近似のレベルとなっているか否かを判定する同一ランク判定、及び、前記自己評価結果記録部に入力又は記録された或る評価者による自己評価結果中の、互いに異なる評価グループに属する各評価項目の評価記号について、それらが、互いに異なるレベルとなっているか否か及び前記各評価グループ相互の序列付けと適合しているか否か、すなわちより上位（又は、より下位）のランクの評価グループに属する評価項目の評価記号がより下位（又は、より上位）のランクの評価グループに属する評価項目と比較してより上位（又は、より下位）のものに対応する評価記号となっているか
さらに、補充欄に続く

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

否かを判定する異種ランク判定の少なくともいずれか一方を行うランク判定部」が記載されておらず、一方、本願発明はそれにより、「評価対象者が評価結果及びそれに基づく処遇に不平不満を抱いたり自己を評価した上司等の第三者に対して不信感や疑心暗鬼を抱くなどの不都合を防止することができる」と共に、自己評価を行う評価者が自分自身に対して実際よりも高い評価（自己に甘い評価）をしたり無責任な評価をすることを防止することができる、人物若しくは人事評価としての自己評価を行った評価者の評価能力判定システムを実現することが可能になる」という有利な効果を発揮する。